

第70回（平成30年7月17日）

○的井総務課長 それでは、会議を始めます。

本日は全員御出席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第70回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、個人情報保護法第24条に基づくEUの指定に関する報告の概要について、説明を事務局からお願いします。

○事務局 お手元の資料1をご覧ください。「個人情報保護法第24条に基づくEUの指定に関する報告の概要について」を説明させていただきます。

日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に関して、個人情報保護委員会が個人情報保護法第24条に基づいてEUの指定を行うに当たっては、本年6月15日の委員会におきまして、個人情報保護委員会規則第11条第1項各号に規定する外国指定に係る判断基準に基づく確認の状況につきまして、事務局から後日、報告を行う旨を説明させていただきました。

確認の状況の概要につきまして、資料1を用いて説明をさせていただきます。5つの判断基準に沿って、簡単に記載をしております。

1つ目の判断基準は、規則第11条第1項第1号に規定しているものですが、「法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること」。これにつきましては、EU各国におきましては、日本における個人情報保護に関する法体系に相当する制度のもと、個人情報取扱事業者に関する規定に相当する規定が存在し、EU各国に適用されていることが確認されました。加えて、EU各国においては、個人情報保護に関する法令の履行がおおむね確保されていることが確認されました。

2点目は「個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること」。こちらは同項第2号に規定している判断基準でございますが、こちらについては、EU各国においては、個人情報保護委員会に相当する執行当局が存在し、その独立性が確保されており、必要かつ適切な監督を行うための体制がおおむね確保されていることが確認されました。

3点目は「我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること」で、こちらは同項第3号に規定をしております。

こちらについては、我が国と欧州委員会及びEU各国との間で、相互理解、連携及び協力が可能な環境があることが確認されました。

2ページ目をご覧ください。

判断基準の4点目は「個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データ

の移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること」であり、こちらは同項第4号に規定されております。

こちらにつきましては、個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することがなく、また、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図るための措置を講ずることが可能であると確認されました。

5つ目の判断基準でございますが「①～④に定めるもののほか、当該外国を法第24条の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること」であり、こちらは同項第5号に規定されております。

こちらにつきましては、EUを指定することが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することは、日欧の経済関係、日欧経済界の要望等を通じて明らかであることが確認されました。

報告書の概要は以上でございます。

なお、報告書の公表時期については、文書審査等を行った上で、準備が整い次第とさせていただきます。

私からは以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 報告ありがとうございます。

今の報告の概要の中にありました5項目について、EUを指定することについて、きちんと一定の基準をクリアしたということだと思います。さらに、当委員会の行うEUの指定につきましては、相互性の観点から言って、欧州委員会が作成している日本への充分性認定案というものについても、当委員会での確に確認をした上で、検討していく必要があると考えます。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 報告ありがとうございます。

連休明けにすばらしいニュースを聞きまして、うれしく思っています。

EU加盟国との対話というのは、平成28年4月22日から現在に至るまで、何度も議論をされた中で、こういった形で収束できたことは本当によかったと思っています。

また、丹野委員からもありましたけれども、相互認証については、当初から実業界、経済界からの期待も非常に高く、マスコミでもそういったことを取り上げられておりましたし、今回、EU指定に向けた進展を示すことができたことは大変有意義であると思います。

当委員会としては、議論を重ねて、今回、こういった関係にすることができましたので、引き続き精力的に取り組むとともに、作業の進捗などについては、折を見て情報発信をしていくことによって、更に社会の理解を深めていければと考えております。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、議題1は以上で終わらせて、次に議題2に入らせていただきます。

議題2、個人情報保護法第24条に基づくEUの指定について、引き続き事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2-1の「個人情報保護法第24条に基づくEUの指定について」を説明させていただきます。

個人情報保護委員会は、一昨年来、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築を視野に、欧州委員会と累次の対話を重ねてきております。こうした中、本年5月31日に、熊澤個人情報保護委員会委員とヨウロバー欧州委員との間で会談を実施し、それぞれの制度に基づき、互いに個人情報保護が十分な国・地域として認め合うことについて合意し、精力的に対話を進めて相互理解を深めてまいりました。

本日、事務局から、個人情報保護法第24条に基づくEUの指定に向けて、個人情報保護委員会規則第11条第1項各号に規定する外国指定に係る判断基準に基づくEUの確認の状況についての報告をさせていただきました。当委員会としましては、この報告を受けまして、現時点においてEUが同判断基準を満たすことについて確認しましたので、一般データ保護規則に基づく欧州委員会による日本への十分性認定の発効に併せて、個人情報保護法第24条に基づいてEUを指定する方向で、当該指定のための手続を進めることとさせていただければと存じます。

私からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ををお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 報告ありがとうございます。

相互認証については、日EUの事務方レベルの間では喧々諤々の議論の結果、全ての論点についての検討作業が終了したと聞いております。これを踏まえて、私とヨウロバー委員との間においても、最終合意に至ったことを確認し、共同プレス・ステートメントを发出する予定であります。

相互認証実現に向けて、必要な手続を早期に完了すべく取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

熊澤委員からもありましたが、資料2-2はこれから出すのですか。

○事務局　こちらはヨウロバー委員と熊澤委員で電話会談をやっていただいた後、午後3時の公表を予定しております。

○堀部委員長　ということで、資料2-2が付いております。

ほかに御意見、御質問はありませんか。

委員からの説明にありましたように、欧州委員会とは一昨年来、対話を続けてまいりました。このような形で、特に其田事務局長のリーダーシップの下で、事務局がこの問題に精力的に取り組んでいただきまして、その成果がこういう形で現れたことを大変うれしく思います。

私自身、この問題についてはずっと前から苦勞してきた立場ですので、申し上げたいことはたくさんございますけれども、この合意がこの委員会にとって歴史的な意味を持つものでありまして、7月17日が歴史的な日であるということが言えると思います。

早期実現に向けまして、作業を更に進めなければならないところもありますので、作業を加速していきたいと思います。

議題3、マイナンバーガイドライン改正の意見募集について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　マイナンバーガイドライン改正について説明させていただきます。

まずは、資料3-1で改正の必要性について説明します。

マイナンバーガイドラインの策定から約3年半が経過しましたが、立入検査、各種説明会等において、マイナンバーガイドラインで求められている措置を誤解している団体等が見受けられました。

これを踏まえまして、記載をより分かりやすくする必要があると考えられることから、マイナンバーガイドラインを改正したいと考えております。

なお、改正案の作成に当たりまして、個人情報保護法のガイドラインの記載も考慮しながら検討いたしました。

主な改正項目は右下に記載のとおりでございます。

詳細については、まず事業者編の新旧対照表を基に説明させていただきまして、行政機関等・地方公共団体等編については、事業者編と改正内容が重複しない箇所について説明いたします。

それでは、資料3-2の6ページをご覧ください。「利用目的を超えた個人番号の利用禁止」についてでございます。

利用目的の特定について、現行のガイドラインでは「『源泉徴収票作成事務』、『健康保険・厚生年金保険届出事務』のように特定することが考えられる。」とし、事務の単位で利用目的を特定することを例示としておりました。

しかしながら、事例のとおり利用目的を特定しなければならないと認識している団体が見受けられました。個人番号は個人情報であり、利用目的の特定は、個人情報保護法を根拠とすることから、個人情報保護法のガイドラインを参考に、本文の記載を「利用目的

を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報と同様に、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定することが望ましい。」といった記載にした上で、例示の記載を削除しております。

続いて、10ページをご覧ください。「委託先に対する必要かつ適切な監督」についてでございます。

ガイドラインで委託先の適切な選定、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握の3つの実施を求めています。このうち委託先における取扱状況の把握につきましては、現行のガイドラインに具体的な対応方法に関する記載がないことから、個人情報保護法のガイドラインの記載を参考に追加しております。

具体的には、「委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求めること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価する。」との記載を追加しております。

続いて、16ページをご覧ください。「管理区域及び取扱区域」についてでございます。

まず、管理区域については、基本的にはサーバ室を想定していますが、特定個人情報等を取り扱う端末を設置している事務室等も含まれると誤解している団体もあることから、「特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム」の後に、括弧書きでサーバ等と記載することにより明確化しております。

また、取扱区域についてですが、現行のガイドラインでは、「取扱区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずる。」としております。しかしながら、明確化について様々な理解がなされており、例えば、取扱区域に該当する箇所をテープで区切らなければならないと誤解しているなどの団体が見受けられました。

こちらについては、ガイドライン本文の記載を、「事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある。」としまして、合わせて16ページに記載の《手法の例示》を変更しております。

なお、ガイドライン本文の記載については、行政機関等・地方公共団体等編も同様といたします。

続いて、17ページをご覧ください。

「アクセス制御」についてでございますが、こちらは《手法の例示》の記載をより分かりやすくするために、個人情報保護法のガイドラインを参考に、「特定個人情報ファイルを取り扱うことのできる情報システム端末等を限定する。」、「各情報システムにおいて、アクセスすることのできる特定個人情報ファイルを限定する。」と変更しております。

なお、こちらは行政機関等・地方公共団体等編も同様の記載といたします。

事業者編については以上となります。

続きまして、資料3-3の行政機関等・地方公共団体等編の4ページをご覧ください。

まず、「委託先に対する必要かつ適切な監督」についてですが、行政機関等・地方公共団体等については、そのほとんどが個人番号利用事務実施者であることなどから、現行のガイドラインの委託契約の締結について、「委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込まなければならない。」として、委託先に立ち入ることによる確認を義務付けておりますが、調査に限らず、監査等でも良いことを分かりやすくするために「実地の監査、調査等」と変更しております。

また、「委託先における特定個人情報の取扱状況の把握」に関する具体的な手法につきましては、事業者編の改正案の記載に加えて、「委託先に対して実地の監査、調査等を行うこと」といった文言を追加しております。

続いて、9ページをご覧ください。

「取扱規程等に基づく運用」についてですが、分析等の対象はシステムのログだけではなく、書面の記録も含むこと、分析等をするための体制を整備し、その上で分析等を行うことが分かりやすいように変更しております。

具体的には、現行のガイドラインにおける「特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。また、記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。」という記載を、「特定個人情報等の利用状況等を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に分析等するための体制を整備する。記録については、改ざん、窃盗又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるとともに、分析等を行う。」との記載に変更しております。

同じページの《手法の例示》についてでございますが、これまでは記録する項目について例示を記載しておりましたが、分析等についての記載がございましたので、ログの分析について、「情報システムの利用状況等の記録に関する分析等としては、ログイン実績、アクセスログ等を定期に及び必要に応じ随時に分析することが考えられる。」といった記載を追加しております。

また、書面の記録につきましては、「分析等」として「等」を追加しており、書面の記録に関する「確認」の手法について先ほどの追加した記載の又書きとして、「ログと関連する書面の記録を照合し、確認することが考えられる。」との記載を追加しております。

続いて、10ページの「取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し」についてでございます。

現行のガイドラインにおける「点検又は監査」の「点検」を自己点検と誤解している団体があることから、「点検又は」の記載を本文から削除し、点検については、監査の括弧書きとして「他部署等による点検」を追加しております。

続きまして、同じページの「事務取扱担当者等の教育」についてでございますが、研修未受講者に対するフォローアップが必要であることをより明確にするために、改正案では「前記教育研修については、教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者

に対して再受講の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。」といった記載に変更しております。

主な改正内容に関する説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があればお願いします。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御説明ありがとうございます。

マイナンバーガイドラインの策定から約3年半が経過いたしましたして、その間、立入検査ですとか、外部からの御意見、御要望、問合せ等で委員会が把握したより明確に記載すべき内容が、今回の改正案には反映されていると思います。個人番号を取り扱う現場の実態に、より合うような改正案になっておりまして、よろしいのではないかと思います。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。加藤委員、お願いします。

○加藤委員 御説明ありがとうございます。

委託先に対する監督ですが、行政機関等や地方公共団体等における委託先の監督については、多くの国民の注目が集まっているところでもあります。行政機関等・地方公共団体等編のガイドラインにおいては、現行のものでも「委託先に対して、実地の調査に関する規定等を盛り込まなければならない。」という記載等がありますが、委託先に対する監督の手法をより明確にしたことは非常に良いのではないかと思います。

以上になります。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

今回の改正案は、ガイドラインの記載内容の変更を伴うものであることから、意見募集を実施することとしまして、そこで提出されました意見を踏まえ、対応してまいりたいと思います。

特に変更の御意見がありませんので、この改正案で意見募集を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。ありがとうございます。

次に、議題4、その他です。

国税庁及び厚生労働省の全項目評価書の公表について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告します。

国税庁が作成しました「国税関係(受付)事務 全項目評価書」及び厚生労働省が作成しました「労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務 全項目評価書」につきましては、第67回の委員会において、承認いただいたところです。

承認の際に決定いただいた、「個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項については、両評価実施機関において評価書に反映していただいております。

また、国税庁の全項目評価書については、7月4日付けで、厚生労働省の全項目評価書

については、7月3日付けで、マイナンバー保護評価Web及び両評価実施機関のホームページにおいて公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、報告いたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等がありますでしょうか。

特にありませんので、報告どうもありがとうございました。

本日の議題は以上です。本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いいたします。

○的井総務課長 ありがとうございます。

次回の委員会でございますが、8月24日金曜日の14時30分から開催の予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。